

炎

NO. 851

由倉労組発行
2011年
4月28日

発行責任者
加藤賢一

年間一時金(ボーナス)

四・五ヶ月で妥結

去る4月21日(木)、藤岡工場第3会議室において、年間一時金(賞与)の団体交渉が行われ、最終的に一次回答の内容で妥結しました。

組合は会社回答について、評価はしているが、荏原本体と同月数(4・8ヶ月)でないことについては納得できないとして執拗に同月数の上積みを要求しました。しかし会社は生産性の関係で藤岡工場はまだ物足りな

いものがあり、その差が同月数

金額	平均支給額	4・5ヶ月
	1, 313, 437円	
	(夏季・年末 2・25ヶ月)	
配分	給与比例分	80%
	考課査定分	20%
支給日	夏季	7月8日(金)
	年末	12月9日(金)

震災復興メーデー

日時 五月一日(日)十時開会
会場 佐野市勤労者会館

今年のメーデーは、連合がメーデーを中止したため、地区労のみで開催します。多くの皆さんの参加をお願いします。

震災労働相談

全労協及び全国一般全国協議会は、東日本大震災の被災地で『労働・雇用相談ホットライン』を開設、この相談ボランティアとして、嶋田特別執行委員が四月十五日から二〇日まで仙台に出向してきた。

全労協及び由倉労組が加盟する全国一般労働組合全国協議会は、岩手・宮城・福島の前日本大震災の被災地で、四月十六日から働く場を取り戻し、雇用を守るため、『労働・雇用相談ホットライン』を開設している。以下はこの労働相談にボランティアとして参加した嶋田の報告です。

四月十五日、東北自動車道にて宮城に向かい、同日十三時より宮城県庁においてこの労働相談についての記者会見を行った。この記事は後日、河北新報、福島民友、福島民報の各地元紙に掲載され、

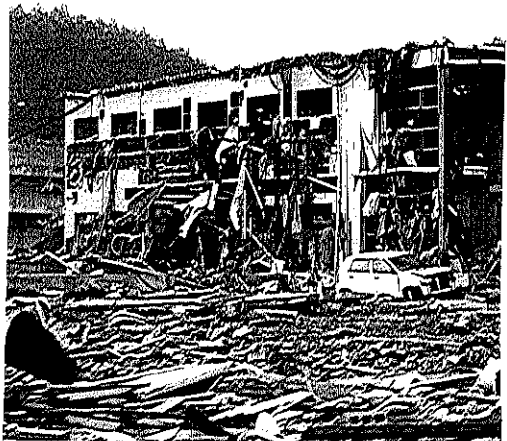


相談の電話が鳴り響いた。

四月十六日から四月二〇日まで宮城で受けた相談は十四件。そのほとんどが震災にともなう休業と解雇についての相談であった。厚生労働省は今回の震災を受けて雇



用保険や雇用調整助成金、労災の扱いなどについて特例措置を設けており、労働者や事業者からの相談に対し、こうした厚労省の措置に基づいて、アドバイスを行なった。また、解雇の相談では、近くのパチンコ店で働いていたアルバイトの女性が解雇され、その本部



に団体交渉の申し入れを行ない、その後の交渉は、現地の役員に引き継いできた。

十五日から二〇日までの仙台滞在中、仙台空港付近と、南三陸町の志津川の被災地を見てきたが、地震による被害そのものは栃木と変わらないと思えたが、津波による被害はまさに甚大であった。

今回、宮城合同労組の十二畳ほどの組合事務所に、栃木から布団や炊飯器などを持参し、寝泊りしていたが、現地では、物資はほぼいきわたっているとのことであった。また、瓦礫の撤去などは重機を使わなければならない仕事で、ボランティアで行っても足手まといになるのではないかと思えた。復興はまだまだこれからなので、現地の被災者と連絡を取りながら長期的な支援のあり方を考えていく必要があると思います。